

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 選挙運動用ビラの頒布方法に関する事項

都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙における選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の頒布方法について、当該選挙運動用ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布とするものとする。 （第九百九条の六第三号関係）

第二 一部無効再選挙におけるビラの頒布枚数に関する事項

都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動用ビラの数を定めるものとする。 （第三百三十二条の五第一項、第三百三十二条の六第一項、第三百三十二条の七第一項関係）

第三 施行期日等に関する事項

- 一 この政令は、平成三十一年三月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）
- 二 第一及び第二による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示さ

れる都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用するものとする。 (附則第二項関係)